

## 番号法の施行に伴う福岡市個人情報保護条例の改正検討（説明）



## 目次

第1章 番号法制度に係る個人情報保護の基本的な考え方	1
第2章 福岡市個人情報保護条例の改正内容検討項目	4
第1節 総論	4
第1 改正案の考え方	4
第2 「個人情報」, 「特定個人情報」等の用語の定義	5
第2節 番号法第29条（情報提供等記録を除く特定個人情報に関する条例改正） 及び第30条（情報提供等記録に関する条例改正）を踏まえた条例改正	13
第3 保有特定個人情報の目的外利用, 提供の制限（条例10条関係）	15
第4 開示・訂正・利用停止請求の任意代理人への拡大	21
第5 開示に関する手数料の減免（31条）	31
第6 保有特定個人情報開示の他の開示制度優先原則の排除（69条）	35
第7 情報提供等記録に関する開示・訂正時の移送の制限（28条, 40条）	39
第8 情報提供等記録の訂正時の通知先（総務大臣）への通知（41条）	41
第9 情報提供等記録に関する利用停止請求権の制限（42条）	45
第3節 条例独自規定への対応	51
第10 電子計算機結合に関する制限（12条）	51
第4節 その他	53
第11 条例の施行期日	53

●主要用語索引

- 個人情報・・・・・・・・・・5, 7, 8
- 個人番号・・・・・・・・・・6, 10
  - 提供の要求・・・・・・・・16
  - 利用・・・・・・・・・・15, 16
- 死者の情報・・・・・・・・・・9
- 情報提供等開示システム・・・・35
- 情報提供等記録・・・・・・・・10
  - 利用停止の特例・・・・47
- 特定個人情報・・・・・・・・1, 6, 10
  - 提供・・・・・・・・・・15, 16
  - 利用停止の特定・・・・46
- 特定個人情報ファイル・・・・1
- 任意代理人・・・・・・・・・・21～23
- 保有特定個人情報・・・・・・・・10, 15
- 目的外利用・・・・・・・・・・2, 15

●番号法 29 条, 30 条の読み替え

- 行政機関個人情報保護法 8 条関係・・・・・・・・17～18
- 行政機関個人情報保護法
  - 12 条, 13 条, 14 条 1 号, 27 条 2 項, 28 条 2 項, 36 条 2 項・・・・24～27
- 行政機関個人情報保護法 25 条関係・・・・・・・・37
- 行政機関個人情報保護法 26 条・・・・・・・・32
- 行政機関個人情報保護法 35 条関係・・・・・・・・42
- 行政機関個人情報保護法 36 条関係・・・・・・・・48～49

# 番号法の施行に伴う福岡市個人情報保護条例の改正検討（説明）

## 第1章 番号法制度に係る個人情報保護の基本的考え方（ガイドライン抜粋）

### 1 番号法制度における個人情報保護の目的と基本理念

番号制度の導入に伴い、きめ細やかな社会保障給付や行政事務及び手続の簡素化・負担軽減等が実現できることとなり、これらの業務の実施過程において、多くの特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）が利活用されていくこととなる。これらの効果は、個人番号が有する個人を特定する機能によりもたらされるものである。一方、個人番号を利用することで様々な情報を正確かつ迅速に名寄せすることができるため、個人番号が不正に取り扱われると、個人番号をキーに集約された特定個人情報が不正に閲覧・漏えいされたりするなど、様々な問題が懸念され、特定個人情報を取り扱う者にはこれまで以上に厳格な情報管理が求められる。

そこで番号法では、特定個人情報の取扱いが適正に行われるよう、現行の個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）等における個人情報保護措置を基本とした上で、一般の個人情報よりもさらに手厚い保護措置を講じている。

#### (1) 特定個人情報

番号制度の導入により、地方公共団体はこれまで保有していた個人情報について、その一部に個人番号を紐付けて管理をしていくこととなる。個人番号と紐付かない個人情報は、従前のおり、現行の個人情報保護条例の対象である「個人情報」であるが、個人番号と紐付く個人情報は、同条例に加えて番号法の対象である「特定個人情報」となる。なお番号法では、特定個人情報の取扱いに際し、情報提供等記録（情報提供ネットワークシステムによる情報提供の求め又は情報提供等に係る記録をいう（番号法第23条））に対しては、それ以外の特定個人情報とは一部異なる取扱いを定めているため、これについても留意が必要である。

#### (2) 特定個人情報ファイル

「特定個人情報ファイル」は「個人番号をその内容に含む個人情報ファイル」（番号法第2条第9項）と規定されており、「個人情報ファイル」とは、行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する個人情報ファイルであって行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第2条第4項に規定する個人情報ファイルであって独立行政法人等が保有するもの又は個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報データベース等であって、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう（番号法第2条第4項）。

#### (3) 利用範囲

個人番号は、社会保障・税・災害対策分野及びこれらに類する分野において利用するこ

とができる。番号法上、個人番号を利用することのできる事務が列挙されており、年金の給付・保険料の徴収、雇用保険法による失業等給付の支給、労災保険給付の支給、健康保険給付の支給・保険料の徴収、予防接種の実施、児童手当の支給、国税・地方税の賦課徴収の事務等が規定されている(番号法第9条第1項及び別表第一)。

なお、地方公共団体においては、番号法別表第一に規定されていない事務であっても、社会保障・税・災害対策分野及びこれらに類する分野の事務であれば、条例で定めることで個人番号を利用することができる(番号法第9条第2項)。したがって、地方公共団体で独自事務(たとえば、乳幼児医療費助成等)を実施している場合についても、条例で定めることで個人番号を利用することができることとなる。

#### **(4) 情報提供の制限**

番号法においては第19条により特定個人情報の提供を行うことができる場合を限定列挙し、かかる場合以外の特定個人情報の提供を禁じている。

さらに同条第7号に規定された情報提供ネットワークシステムによる情報提供に関しては、同法第23条において情報提供等記録の保存を義務付けられており、同法附則第6条第5項に規定する情報提供等記録開示システムにより情報提供の対象となった当該個人に係る情報提供等記録を閲覧できることとしている。これにより国民は自身の特定個人情報について誰がいつ、どのような目的でこれを提供したのかを把握できることとなる。

#### **(5) 目的外利用**

情報を本来の目的以外の目的に利用すると、本人が予期できない情報の使われ方がなされる恐れがある。情報は利用目的に従って取り扱うのが大原則であり、行政機関個人情報保護法等においても、目的外利用の原則禁止が定められている(行政機関個人情報保護法第8条第1項等)。

番号法ではこれをより一層徹底し、目的外利用が許容される例外事由を限定している。具体的には、以下のいずれかの場合にのみ、特定個人情報を目的外利用することができる。

- ① 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるか又は本人の同意を得ることが困難であるとき(番号法第29条第1項、第2項及び第3項並びに第32条)
- ② 激甚災害時等一定の要件を満たすとき(番号法第9条第4項、第29条第2項及び第3項並びに第32条)

なお、特定個人情報のうちの情報提供等記録については、①人の生命、身体又は財産の保護のためであったり、②激甚災害時等であっても、目的外利用が必要となる場合が考えられないことから、目的外利用は一切認められていない(番号法第30条第1項、第2項、第3項及び第4項)。

#### **(6) 特定個人情報保護委員会による監視、監督**

番号法では、独立・中立的な第三者機関である特定個人情報保護委員会を設置し、特定個人情報を取り扱う者に対する勧告・命令・立入検査等を行うことができることとし、特定個人情報の適正な取扱いを担保している。

## 2 個人情報保護法制との関係

現行の個人情報保護法制においては、主に民間事業者を対象とする個人情報保護法と、行政機関を対象とする行政機関個人情報保護法等、そして各地方公共団体の定める個人情報保護条例等が存在する。

番号法により特定個人情報が保有されることとなるが、特定個人情報は個人番号をその内容に含む個人情報であり、現行個人情報保護法制で保護される個人情報に該当する。したがって、特定個人情報については、まず現行個人情報保護法制の各種保護措置が及ぶこととなる。しかし、個人番号は各種の個人情報を正確に名寄せすることのできるものであり、悪用された際の危険性が一般の個人情報と比べ高いと考えられることから、特定個人情報について現行個人情報保護法制の各種保護措置よりも手厚い保護措置を講じるために、番号法では現行個人情報保護法制の特別法として、各種保護措置を講じている。番号法ではかかる保護措置を定めるに際し、一般法の読替の形式にて規定している場合と、条文を新規に書き起こして規定している場合とがある。番号法はあくまで特別法であるため、一般法の読替で規定できるものについては読替の形式をとり、そうではないもの、すなわち、番号法独自の新たな規制を行う場合や一般法の対象外の者に対し規制を行う場合は、番号法において条文を書き起こして規定している。

後者の、番号法にて書き起こしの条文形態にて規定されたものについては、地方公共団体に対しても等しく適用されることとなるが、前者の、一般法の読替の形態にて規定されたものについては、地方公共団体において、条例の改正をする等の措置を行う義務が生じる（番号法第 31 条）。一般法の読替は、番号法第 29 条及び第 30 条にて規定されているが、これらは行政機関個人情報保護法等の読替であり、地方公共団体においては、各地方公共団体が制定する条例が個人情報保護にかかる一般法であるため、番号法においてこれに対する画一的な読替規定を設けることができないためである。したがってかかる部分について、地方公共団体は番号法第 31 条に基づき、行政機関等が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、条例改正等の必要な措置を講じなければならないこととされている。

## 第2章 福岡市個人情報保護条例の改正内容検討項目

### 第1節 総論

#### 第1 条例改正の考え方

【論点】 番号法施行に伴う個人情報の保護の施策について、必要最小限度の改正とす  
るか又は番号条例（仮称）を制定するか。

#### 【説明】

##### 1 現行条例改正案

- 番号法で規定されている個人情報の保護措置に準じた改正内容を、現行条例に盛り込む。
- 番号法 31 条で自治体が必要な施策を行うものとされていることに伴い、多数の自治体で検討されている方法である。
- 個人情報保護の観点での改正が可能であり、比較的論点は限定される。

##### 2 「番号条例（仮称）」

- 番号法で規定されている個人情報の保護措置とともに、番号法での自治体の独自利用に関する規定等（番号法 9 条 2 項，18 条，19 条 9 号）を盛り込み、本市における番号関係の一般条例を制定する。
- 東京都において、検討されている。

#### (参考)

##### 番号法第 3 1 条 （地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護）

地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者（特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号利用事務等実施者であつて、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。以下この節において同じ。）が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあつては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものとする。



## 第2 「個人情報」、「特定個人情報」等の用語の定義

### 【概要】

- 番号法の趣旨に沿った条例の改正に当たり、番号法で使用されている用語について、条例で規定すべきものを検討するもの。
- 1 番号法と市条例での「個人情報」の定義が異なるため、整理する必要がある。
- 2 その他番号法で使用されている、「特定個人情報」、「情報提供等記録」、「保有特定個人情報」等について定義を設けることが適当ではないか。

(参考)

番号法	市条例
<p><b>第2条</b></p> <p>3 この法律において「個人情報」とは、行政機関個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であって行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であって独立行政法人等が保有するもの又は個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）<u>第二条第一項に規定する個人情報であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。</u></p> <p>【個人情報保護法】</p> <p>第2条 第1項</p> <p>この法律において「個人情報」とは、<u>生存する個人に関する情報</u>であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p> <p>【行政機関個人情報保護法】</p> <p>第2条 第2項</p>	<p>第2条</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p>

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

5 この法律において「個人番号」とは、第七条第一項又は第二項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第六十七条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

## 【説明 1】

### (1) 「個人情報」の定義について

- 番号法で規定された「特定個人情報」も個人情報保護法制で保護される個人情報に該当し、本市条例の規律の対象となる。番号法での特定個人情報の定義は、行政機関個人情報保護法等の個人情報保護に関する法制度の「個人情報」の定義を引用しているため、本市の「個人情報」との定義との異同が問題となる。
- 番号法上の「個人情報」の定義は、それを保有する機関によって異なり、国の行政機関については「行政機関個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報」、独立行政法人が保有するものについては「独立行政法人等個人情報保護法第2条第2項に規定するもの」、行政機関及び独立行政法人等以外の者の保有するもの（地方公共団体がこれに含まれる。）については「個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報」とある。
- 番号法上地方公共団体に適用される「個人情報」の定義は、個人情報の保護に関する法律第2条第1項に「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）」とあり、「生存する」という限定と、他の情報と「容易に」照合できるものを含むとしている点が市の条例と異なっている。
- まとめると、条例の「個人情報」の定義と番号法の自治体に適用される定義との差異は、①「死者の情報」を個人情報に含めるか（市条例）含めないか（個人情報保護法）、②他の情報によって照合の可能性について、照合の容易なものに限るか（個人情報保護法）限定しないか（市条例）にある。

## 【論点等】

### ① 個人情報について照合の容易性を要件とすべきか

- 本市の条例は、個人情報の適切な取扱いの確保を目的としており、行政(実施機関)が保有する個人情報の管理の適性を図るための規制等を内容としていることから、照合の容易性を要件としていない。国の行政機関個人情報保護法も同様。
- 市が保有する現行の「個人情報」は照合の容易性を要件としていないのであり、その情報に番号情報が付加された情報について、あえて照合の容易性があるものに限定すべき理由があるか。
- 実務上も、一旦、個人番号を付加された情報について、照合が容易か否かで取り扱いを異にするほうが煩雑となる可能性もあり、容易なものに限定することに積極的な意義があるのか。

## ② 特定個人情報に死者の情報を含めるべきか。

- 本市の条例では、死者に関する情報についても、適正な取扱いを確保する必要があることから条例での保護の対象としている。なお、死者に関する個人情報の開示請求等については、死者の近親者（配偶者、子、父母及びこれらに準ずる者）については、社会通念上その近親者自身の個人情報とみなし得るほど密接な関係があるものに限って、自己の個人情報として請求することができることとしている。
- 個人番号を内容に含む個人情報に死者を含めることは、番号法から見ると福岡市独自の横出し規制的な位置づけとなる。
- 番号法 29 条 1 項又は 30 条 1 項で行政機関個人情報保護法が読み替えられた規定に相当する条例の改正規定（後掲 第 3 目的外の利用制限を厳しくすること、第 4 開示請求等に任意代理人を認めること、第 7 事案の移送を行わないことなどの特例規定など）については、これに死者の情報を加えて規制の対象とすること自体は、法との抵触・整合性の問題は生じないのではないか。

### 【他都市事例】

#### ○ 川崎市答申

- ・ 死者の情報も定義に含めるべきである。
- ・ 災害が起きた時などは、本人の生死が必ずしも確認できないことも想定され、生死が確認できた生存者の情報しか授受できないことにならないようにする必要がある。
- ・ 生死により保有特定個人情報の取り扱いを異にすることは、情報の管理が煩雑となり、業務の円滑な遂行に支障をきたすものとする。

### 【参考】

- なお、番号法と条例の個人情報等の定義の差異の関係は、次の通り。

※ 番号法の「個人情報」と条例の「個人情報」差異

	生存者	死者	
個人識別性	A	a	
照合容易性	B 1	b 1	
照合可能性	B 2	b 2	

国の行政機関 A+B 1+B 2

番号法の自治体 A+ B 2

福岡市条例 A+B 1+B 2+ a + b 1+b 2

※ ただし、「特定個人情報」のレベルでは、B 1=B 2（b 1= b 2）

## 【説明 2】

### (2) その他の定義について

#### ① 「個人番号」

- 番号法施行に伴う本市条例の改正規定は、「保有特定個人情報」についての取り扱いの特例を定める内容であり、条例で「個人番号」の用語を使用する規定は少ないと考えられる。
- 規定を置く場合は、番号法の定義を引用する規定が考えられる。

#### ② 「特定個人情報」

- 番号法施行に伴う本市条例の改正規定は、「保有特定個人情報」についての取り扱いの特例を定める内容であり、条例で「特定個人情報」の用語を使用する規定は少ないと考えられる。

#### ③ 「保有特定個人情報」

- 番号法に定義規定はない。
- 特定個人情報に係る保有個人情報についての取り扱いに関し、開示請求等に任意代理人を認めること、目的外の利用制限を厳しくすること、事案の移送を行わないことなどの特例を定めているため、その他の保有個人情報と区分するため、用語の定義を置く実益はあると考えられる。

#### ④ 「情報提供等記録」

- 番号法に定義規定はない。
- 番号法 23 条で「情報提供ネットワークシステム」を利用して特定個人情報の提供の求めや提供を行う際には、情報照会者・提供者の名称、それらの日時、特定個人情報の項目等を記録・保存しなければならないこととなっている。そして、これらの記録については、条例で、開示請求等に任意代理人を認めること、目的外の利用を一切認めないこと、事案の移送を行わないこと、利用停止請求を認めないこと等の特例を規定すべきこととされているため、用語の定義規定を置く実益はあると考えられる。

## 【改正例 1】

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 略
- (2) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員（地方独立行政法人福岡市立病院機構、福岡市住宅供給公社及び福岡市土地開発公社にあつては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- (4) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (5)～(8) 地方三公社 略
- (9) 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (10) 特定個人情報 個人番号（当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。
- (11) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (12) 保有特定個人情報 保有個人情報のうち特定個人情報であるものをいう。

## 【改正例 2】

- (9) 保有特定個人情報 保有個人情報のうち個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。）以外のものを含む。）をその内容に含むものをいう。
- (10) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものをいう。

## 【参考条文】

### 福岡市情報公開条例 2条2号

- (2) 公文書 実施機関の職員(地方独立行政法人福岡市立病院機構，福岡市住宅供給公社及び福岡市土地開発公社にあっては，役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し，又は取得した文書，図画，写真，フィルム及び電磁的記録(電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって，当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして，当該実施機関が保有しているものをいう。ただし，官報，公報，白書，新聞，雑誌，書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

### 住民基本台帳法 7条13号

(住民票の記載事項)

第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

十三 住民票コード（番号、記号その他の符号であつて総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）

### 住民基本台帳法施行規則

(住民票コード)

第一条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）第七条第十三号に規定する住民票コードは、次に掲げる数字をその順序により組み合わせて定めるものとする。

- 一 無作為に作成された十けたの数字
- 二 一けたの検査数字（住民票コードを電子計算機に入力するときの誤りを検出することを目的として、総務大臣が定める算式により算出される数字をいう。）



## 第2節 番号法第29条（情報提供等記録を除く特定個人情報に関する条例改正）及び第30条（情報提供等記録に関する条例改正）を踏まえた条例改正

### 【概要】

- 番号法第29条では情報提供等記録を除く特定個人情報について、同法30条では情報提供等記録について行政機関個人情報保護法の適用除外及び読替規定を定めている。本市の条例においても、これらの読み替え規定を踏まえ、条例改正等必要な措置を講じることの検討を要する（番号法第31条）。

我が国の個人情報保護法制は、個人情報を保有する対象ごとに、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の三法（以下「一般法三法」という。）が存在する。個人番号も特定個人情報も、一般法三法にいう「個人情報」に該当するため、特定個人情報を、行政機関個人情報保護法にいう行政機関が保有した場合においては同法が、独立行政法人等個人情報保護法にいう独立行政法人等が保有した場合においては同法が、個人情報保護法にいう個人情報取扱事業者が保有した場合においては同法がそれぞれ適用されることとなる（なお、そのほか、各条例において規定されている者や、国の機関のうち行政機関を除いた者（国会又は裁判所）が特定個人情報を保有した場合においては、それぞれ各条例や、国会又は裁判所における内部規則等が適用されることとなる。）。そこで、本条においては、**特定個人情報に関して、原則は一般法三法が適用されるものであるが、その一部の規定については読み替えて適用し、さらに一部の規定については適用を除外することとするものである。**

また、本法は、特定個人情報保護の観点から、一般法三法の読替え等のほかに、①一般法三法の対象となっていない者に対する対応、②一般法三法の規制を超えた本法独自の規制に関する規定も設けることとしている。①に関しては、特定個人情報の保護の必要性和地方自治の重要性への配慮の調和の観点から、第31条において、地方公共団体に対し、本条における読替えの趣旨等を踏まえた措置を講ずるよう求めることとしている。

（内閣府「番号法逐条解説」P65）

○ 番号法29条及び30条の行政機関個人情報保護法の読み替えの項目は以下の通り。

項目	番号法 29 条読み替え 特定個人情報(情報提供等記録を除く。)の措置	番号法 30 条 1 項読み替え 情報提供等記録の措置	条例該当条 項
第3 目的外利用	目的外利用を, 人の生命, 身体又は財産の保護のために必要がある場合であって, 本人の同意があるか又は同意を得ることが困難であるときのみ	目的外利用を認めない	10 条 10 条の 2
提供	提供が認められる場合を番号法と整合させる	提供が認められる場合を番号法と整合させる	10 条
第4 開示・訂正・利用停止等の請求者	本人, 法定代理人のほか, 任意代理人による請求を認める	本人, 法定代理人のほか, 任意代理人による請求を認める(利用停止は不可)	18, 33, 42 条
第7 )開示・訂正の移送	—	移送は行わない	28, 40 条
第8 )訂正時の通知先	—	総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に変更	41 条
第9 利用停止	利用停止を請求することができる場合として番号法違反の場合(目的外利用制限違反, 収集・保管制限違反, ファイル作成制限違反, 提供制限違反)を追加	利用停止を認めない	42 条
第5 開示に関する手数料	開示手数料の減免・免除を認める	開示手数料の減免・免除を認める	(31 条)
第6 他法令との調整	他の法令による開示の実施との重複を認める	他の法令による開示の実施との重複を認める	69 条

### 第3 保有特定個人情報の目的外利用、提供の制限（条例10条関係）

#### 【概要】

- 個人番号の利用、特定保有個人情報の提供に関しては、利用できる事務及び提供ができる場合が法律で限定（番号法9条、19条）されていることから、原則として目的外利用・提供が許されず、人の生命等を保護する場合で本人の同意がある場合等のみ許されることとされた（情報提供等記録はこれも許されない。）趣旨によるもの。

※ 本法は第19条において特定個人情報の提供禁止及び例外を規定していることから、一般法三法のうち、第三者提供について規定した部分を適用しないよう読み替えて適用するものである。また、一般法三法は、法令に基づく場合、本人の同意がある場合などを目的外利用の禁止の例外としているが、特定個人情報の要保護性に照らし、本条において、生命等保護のため必要な場合及び独立行政法人等について第9条第4項に規定する激甚災害の場合等に限定するものである。（内閣府「番号法逐条解説」P66）

#### 【説明】

- 保有する特定個人情報（情報提供等記録を除く。）については、番号法29条1項で、行政機関個人情報保護法8条を読み替え、法令等に基づく場合等の目的外利用・提供が許される規定をさらに限定し、他への提供を認めないこと、自ら利用する場合でも「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」にのみ許容することとされている。
- また、情報提供等記録については、番号法30条1項で、行政機関個人情報保護法8条を読み替え、法令等に基づく場合等の目的外利用・提供が許される規定を、「利用目的以外の目的のために自ら利用してはならない」として、一切の目的外利用・提供を禁止し、自ら目的内利用しかできないこととされている。

#### 【補足】

（規定の趣旨について）

- ※ **個人番号の利用**に関しては、番号法9条が規定しているが、**特定個人情報の利用**に関しては、番号法では明示的に禁止・制限していないため、29条及び30条で一般の個人情報法制度について適用除外及び読み替え規定を置いているものと考えられる。
- ※ **特定個人情報の提供**に関しては、番号法19条で提供ができる場合を限定列挙している。このため、一般の個人情報法制の規定にかかわらず提供制限がかかるが、例えば行政機関個人情報保護法8条は、利用と提供とを含めた規定となっているため、当該条文を利用に関して読替又は適用除外するに際して、提供制限に関しても規定したものである。

- なお、番号法に規定する個人番号、特定個人情報の利用・提供に関する条項としては、次のような規定がある。

#### ◀個人番号の利用▶

##### ① 個人番号利用事務（9条1項）

別表1に規定する機関が同表に掲げる事務の処理に関して「保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。」

##### ② 条例規定個人番号利用事務（9条2項）

福祉・保健・医療その他の社会保障、地方税等税制法制又は防災に関する事務その他これに類する事務で、条例で定めるものの処理に関して、「保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる」

##### ③ 個人番号関係事務（9条3項）

「地方公務員等共済組合法」等、所得税法その他の法令又は条例の規定により、「他人の個人番号を記載した書面の提出その他他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、（中略）必要な限度で個人番号を利用することができる」。

##### ④ 各議院審査等のため提供を受けた特定個人情報に係る個人番号の利用（9条5項）

番号法19条11号（特定個人情報保護委員会）、12号（議院の審査・調査等、裁判手続、刑事事件の捜査、租税犯則事件等、政令で定める公益上の必要のあるとき）、13号（生命等保護の必要がある場合）及び14号（委員会規則で定めるとき）の規定により提供を受けた者は、提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。」

#### ◀個人番号の提供の要求▶

##### ⑤ 個人番号利用事務等実施者の個人番号の提供の要求（14条）

個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

##### ⑥ 個人番号の提供の求めの制限（15条）

何人も、19条各号に該当する場合を除き、「他人に対し、個人番号の提供を求めてはならない。」

#### ◀特定個人情報の提供▶

##### ⑦ 提供の制限（19条）

何人も、番号法19条各号に規定する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

【番号法 29 条, 30 条の読み替え】 行政機関個人情報保護法 8 条関係

表

読み替え前	29 条 1 項	30 条 1 項
<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第八条 行政機関の長は、<u>法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</u></p>	<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第八条 行政機関の長は、<u>利用目的</u>以外の目的のために保有個人情報を <u>自ら利用してはならない。</u></p>	<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第八条 <b>同左</b></p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</u></p> <p>一 <u>本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</u></p> <p>二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>三 他の行政機関、独立行政</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</u></p> <p>一 <u>人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。</u></p> <p>(適用除外)</p> <p>(適用除外)</p>	<p>(適用除外)</p>

<p>法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。</p>	<p><b>(適用除外)</b></p>	
<p>3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。</p>	<p><b>(適用除外)</b></p>	
<p>4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。</p>	<p><b>(適用除外)</b></p>	

## 【改正例】

(利用及び提供に関する制限)

第 10 条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条及び第 11 条において同じ。）を自ら利用し、又は当該実施機関以外の者へ提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は当該実施機関以外の者へ提供することができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護のために緊急に必要があるとき。
- (5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は他の実施機関若しくは国等に提供するとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるとき。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第 10 条の 2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第 11 条 実施機関は、第 10 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じることがを求めるものとする。





## 第4 開示・訂正・利用停止請求の任意代理人への拡大

### 【概要】

- 特定個人情報について、番号法 29 条 1 項及び 30 条 1 項による行政機関個人情報保護法 12 条, 13 条, 14 条, 27 条, 28 条, 36 条 (情報提供等記録を除く。), 37 条 (同左) の読み替えがなされ, 開示・訂正・停止請求の請求を任意代理人にも認める旨が規定されている。

行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法では、任意代理が認められていない。しかし、**社会保障・税番号制度においては、情報提供ネットワークシステムの導入に伴い不正な情報提供等がなされる懸念**があり得ることから、開示請求、訂正請求及び利用停止請求といった本人参加の権利の**実質的な保障が重要**である。

このため、これらの権利が容易に行使できるよう、**情報提供等記録開示システムを整備して情報提供等の記録の開示等を容易に行えるようにするとともに、インターネット接続が困難で、かつ書面請求も困難な者についても容易に開示請求権等を行使できるよう、任意代理を認める必要がある。**

また、個人番号が利用される**社会保障・税分野の手続は、専門家である税理士や社労士などの代理人に手続を委任するニーズが高いこと**から、開示請求等についても**税理士などの任意代理人を認めることが国民の利便性向上に資する**。そこで、本条において任意代理を認めるものである。(内閣府「逐条解説」P66～)

ただし、**一般の個人情報**については、事情が異なる面があるとして、行政機関個人情報保護法に基づく開示請求等については、**任意代理を認めないという立法政策は維持**されている。また、他方において任意代理の真否について厳格な確認を行わないと、任意代理人になりすまして不正が行われる恐れがある。

そこで、書面による開示請求の場合には、本人による委任状および代理人の本人確認書類を確認し、委任状または代理人の本人確認の真正性に疑義がある場合、本人と代理人の利益相反のおそれがある場合には、本人に確認する等の措置を講ずることが予定されている。マイポータルを利用する場合には、パスワードを用いて個人番号カードでログインし、代理人の電子証明書を添付する方法等が考えられる。(宇賀「番号法逐条解説」P129～130)

### 【解説】

- 本市の個人情報保護条例では行政機関個人情報保護法と異なり、開示請求ができる者は本人 (18 条 1 項) 及び法定代理人 (同条 2 項 1 号) のほか、補佐人、補助人及び任意後見人 (同項 2 号) についても認めているところであるが、番号法の改正に伴い、

保有特定個人情報について任意代理人にも請求を認めることとするか。

## 【論点等】

### (1) 一般の保有個人情報への任意代理人の拡大の可否

- 概要で触れたように、国の立法政策においては、任意代理人は特定個人情報についてのみ認め、それ以外の一般の保有個人情報の開示請求等については認めていない。
- 本市の条例において、一般の保有個人情報についても、任意代理人を認めるべきかどうか。

### (2) 開示請求に際して、「特定個人情報」の旨を指定しなければならないか。

- 任意代理人からの開示請求は「特定個人情報」についてのみ認めることとする場合は、請求時点において任意代理人からの請求は「特定個人情報」に限り認めるとなるものと考えられる。
  - ・ 任意代理人からの「特定個人情報」の開示請求がなされた場合、実際に実施機関が調査した時に、開示対象文書が「特定個人情報」ではなかったとき（個人番号が含まれている文書がなかった場合）は、却下とすべきか、不開示決定とすべきか。（通常の個人情報として開示ができることとすると、通常の個人情報の開示請求には任意代理人を認めないとの規定の趣旨が没却される。）
- 本人（法定代理人からの請求を含む。）からの開示請求の場合には、特定個人情報か否かを問うことなく認めても、差し支えないのではないか。（特定を必要とするたとえば「特定個人情報」の請求をした場合に、開示対象文書に個人番号が含まれていなかったときは、通常の個人情報として開示すべきか、却下又は不開示決定とすべきかという問題等が生じる。）

### (3) 任意代理人の範囲の限定、代理権確認方法等について。

- このほか、①任意代理人の範囲を限定すべきか、②任意代理人の代理権の確認方法はどうすべきか、について、任意代理人を認めるべきか、などについて、他都市では独自の規定を検討している例がある。

#### （参考） 他都市例

##### 京都市(答申)

- ・ 特定保有個人情報の開示等請求についてのみ任意代理人を認め（本人の委任の意思を確実に確認する慎重な取扱い）、それ以外のものは認めない。

##### 川崎市(答申)

- ・ 任意代理人からの請求の場合は、本人の請求を促し、意思能力がない場合はその状況・目的の確認、代理権を証する書類の提出のほか、本人に委任確認等をする。

- ・死者の保有特定個人情報については、任意代理人は認めず、配偶者、子又は血族である父母（これらの者がいない場合は血族である兄弟姉妹）に限る。

### 神戸市(答申)

- ・ 現行の弁護士に加え、職務上請求権が認められ守秘義務が課されている 8 士業（弁護士，司法書士，土地家屋調査士，税理士，弁理士，社会保険労務士，行政書士，海事代理士）に限り可能とするのが妥当。
- ・ 申請者の真正性の確保のため，本人・代理人の別にかかわらず，顔写真がない証明書がないときは，2 点の本人確認書類を求める。

### 福岡市事務取扱要綱

#### (5) 本人等の確認の方法

本人であることの確認及び未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は保佐人，補助人若しくは任意後見人（家庭裁判所の審判又は任意後見契約により，開示等の請求について代理権を付与されていると認められるものに限る。）（以下「法定代理人等」という。）であることの確認（以下「本人等の確認」という。）を次の方法により行う。

##### ① 本人の確認

本人の確認は，次の方法により行う。次のア又はイにより提示された書類は，原則として写しをとるものとする。

- ア 運転免許証，旅券，健康保険の被保険者証（住所の記載があるもの），住民基本台帳カード（住所の記載があるもの），在留カード又は特別永住者証明書の写しの提出又は原本の提示。
- イ 公的年金手帳，恩給証書，各種福祉証書など，ア以外の法令等の規定により交付された書類の写しの提出又は原本の提示。
- ウ 前記ア又はイの方法が不可能な場合は，開示請求書に記載された住所宛に，情報公開室から郵便物を送付し，それを情報公開室に返送又は窓口を持参してもらうなどの方法を用いて，本人確認を行う。

なお，この場合は，本人確認が終了した日をもって受付日として取り扱う。

##### ② 法定代理人等の確認

法定代理人等の確認は，法定代理人自身の本人確認を前記①の方法により行うことに加えて，その資格を証明する書類として以下の書類の提出又は提示により行う。次のア又はイにより提示された書類は，原則として写しをとるものとする。

- ア 親権者の場合は，戸籍謄本又は住民票等の続柄が表示されている書類の写しの提出又は原本の提示。
- イ 親権者以外の法定代理人等の場合は，法務局の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成 11 年法律第 152 号）第 10 条），家庭裁判所の証明書（家事審判規則（昭和 22 年最高裁判所規則第 15 号）第 12 条第 2 項）又は審判書（家事審判規則第 16 条）などのその資格を証明する書類の写しの提出又は原本の提示。

【番号法 29 条, 30 条の読み替え】行政機関個人情報保護法 12, 13, 14 条 1 号, 27 条 2 項, 28 条 2 項, 36 条 2 項関係

読み替え前	29 条 1 項	30 条 1 項
<p>第四章 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第一節 開示 (開示請求権)</p> <p>第十二条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p>	/	/
<p>2 <u>未成年者又は成年被後見人の法定代理人</u>は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p>	<p>2 <u>未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）</u>は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p>	<p>2 同左</p>
<p>(開示請求の手続)</p> <p>第十三条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を行政機関の長に提出してしなければならない。</p> <p>一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項</p>	/	/

<p>2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の<u>法定代理人</u>であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の<u>代理人</u>であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p>	<p>2 <b>同左</b></p>
<p>3 行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p>		
<p>（保有個人情報の開示義務） 第十四条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>一 開示請求者（第十二条第二項の規定により<u>未成年者又は成年被後見人の法定代理人</u>が本人に代わっ</p>	<p>（保有個人情報の開示義務） 第十四条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>一 開示請求者（第十二条第二項の規定により<u>代理人</u>が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、</p>	<p>（保有個人情報の開示義務） 第十四条 <b>同左</b></p>

<p>て開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。) の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p>	<p>当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。) の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p>	
<p>(訂正請求権) 第二十七条 2 <u>未成年者又は成年被後見人の法定代理人</u>は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。</p>	<p>2 <u>代理人</u>は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。</p>	<p>2 <b>同左</b></p>
<p>(訂正請求の手続) 第二十八条 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の<u>法定代理人</u>であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の<u>代理人</u>であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p>	<p>2 <b>同左</b></p>
<p>(利用停止請求権) 第三十六条 2 <u>未成年者又は成年被後見人の法定代理人</u>は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停</p>	<p>第三十六条 2 <u>代理人</u>は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができ</p>	<p><b>(適用除外)</b></p>

止請求」という。) をするこ とができる。	る。	
--------------------------	----	--

## 【改正例】 開示請求関係（18条～20条）

### （開示請求権）

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 次に掲げる者（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(2) 保佐人、補助人又は任意後見人（家庭裁判所の審判又は任意後見契約により、開示請求について代理権を付与されていると認められる者に限る。）

3 前項の規定にかかわらず、保有特定個人情報の開示の請求にあつては、法定代理人等のほか、本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。

### （開示請求の手続）

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項又は第3項の規定による開示請求にあつては、当該本人の法定代理人等又は任意代理人（以下「代理人」と総称する。）であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 略

### （保有個人情報の開示義務）

第20条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第18条第2項又は第3項の規定により法定代理人等代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第29条第1項において同じ。）の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 以下（略）

## 【解説】

- 改正例で、任意代理人に関する規定について、18条3項を新設し法定代理人等と区別して規定したのは、保有特定個人情報の開示についてのみ任意代理人による請求を



認め、その他の一般の保有個人情報については認めない趣旨によるものである。

- これに伴い、開示請求の手続きを規定する 19 条 2 項で、代理権を証する書類に関する規定で 18 条 3 項を引用する等の整理を行っている。

#### 【改正例】 訂正請求関係（33 条， 34 条）

（訂正請求権）

第 33 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

- 2 第 18 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

（訂正請求の手続）

第 34 条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

（1）～（4） 略

- 2 略

- 3 第 19 条第 2 項及び第 3 項の規定は、訂正請求について準用する。

#### 【解説】

- 訂正請求権を定める 33 条、訂正請求の手続きを定める 34 条においても、開示請求と同様に、保有特定個人情報に係る請求を任意代理人について認めることとし、請求権者に関して 18 条 3 項を準用する規定を追加した。
- また、訂正請求に関する手続きについても、改正された 19 条 2 項を準用するため、任意代理権を証する書面を提出する規定が準用される。

#### 【改正案】 利用停止請求権（42 条） 後掲 第 9



## 第5 開示に関する手数料の減免 (条例 31 条)

### 【概要】

行政機関個人情報保護法等は、開示請求者が実費の範囲内の請求手数料を納めなければならない旨を規定している。しかし、個人番号は国民全員に付番されるものであり、個人番号が付された自己の個人情報が不正に転々流通したり不正な取扱いがなされてないかとの国民の危惧に対応するためには、個人の経済的事情によらずに、個人自ら特定個人情報を容易に確認できるようにすることが重要である。

また、特定個人情報は、不正確な場合に個人に与える影響が大きく、この点からも本人が自己の特定個人情報の正確性を確認しやすくすることが求められる。そこで、本法においても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に倣い、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができることとするものである。(内閣府「番号法逐条解説」P67)

特定個人情報については、本人の意思にかかわらず個人番号が付された個人情報であり、データマッチングが行われるのであるから不正な情報連携が行われていないか等、その取扱いに対する国民の懸念にこたえるためには、本人の経済的事情のいかんにかかわらず、自己に係る特定個人情報の取り扱いを確認できることが望ましいし、当面、特定個人情報の利用が予定されている税、社会保障、災害対策の分野では情報の正確性が極めて重要であり、本人が経済的懸念なく自己に係る特定個人情報の正確性を確認することが重要である。(宇賀「番号法逐条解説」P130)。

- 本市条例では、開示に係る手数料については、規定しておらず、無料であるため、本条例の改正は要しないと考えられる。
- ただし、31条で、写しの交付の方法により開示を受ける者からは、写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない旨を規定している。

### 【論点】

- 条例で独自に写しの交付の費用について減免することとするべきか。
- 現在白黒コピーは1枚10円であり他との均衡からも適正なものといえ、また、特定個人情報の開示に係る写しの費用が高額になることは想定しにくく(100枚でも千円)、上記のように閲覧することによって目的が達成できることを考えると、これについて減免する必要は高くはないと考えられるのではないか。

【参照条文】

法律等	条例等
<p>《行政機関個人情報保護法（番号法 29 条読み替え後）》</p> <p>（手数料）</p> <p>第 26 条 開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。<u>この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。</u></p>	<p>《市条例》</p> <p>（費用の負担）</p> <p>第 31 条 前条第 1 項の規定により写しの交付の方法による保有個人情報の開示を受ける者は、市長が定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p>
<p>《番号法施行令》</p> <p>（特定個人情報の開示の請求に係る手数料の免除）</p> <p>第 33 条 行政機関の長（略）は、法第 29 条第 1 項又は第 30 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第 12 条の規定により特定個人情報の開示の請求を受けた場合において、当該特定個人情報に係る本人が、<u>経済的困難により行政機関個人情報保護法第 26 条第 1 項の手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を免除することができる。</u></p> <p>《行政機関個人情報保護法施行令》</p> <p>（手数料）</p> <p>第 18 条 法第 26 条第 1 項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条において単に「手数料」という。）の額</p>	<p>《同法施行令第 19 条の送付に要する費用の納付方法を定める省令》</p> <p>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第 19 条に規定する総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方</p>

<p>は、開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書一件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 次号に掲げる場合以外の場合 三百円</p> <p>二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合 二百円 （写しの送付の求め）</p> <p>第19条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報記録されている行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、総務省令で定める方法により納付しなければならない。</p>	<p>法とする。</p> <p>一 郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票で納付する方法</p> <p>二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二十四条第三項の規定による申出をした場合において、当該申出により得られた納付情報により納付する方法</p>
---	---

**【補足】**

- 番号法 29 条 1 項（30 条 1 項も同じ。）による読み替え後の行政機関個人情報保護法 26 条は「政令で定めるところにより、当該手数料を減免し、又は免除することができる」と規定している。
- 番号法施行令 33 条 1 項では「経済的困難により行政機関個人情報保護法 26 条 1 項の手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を減免することができる」と規定している。
- 一方、行政機関個人情報保護法施行令 18 条が法 26 条 1 項の規定により納付しなければならない手数料について規定し、行政文書 1 件について区分を定めて額を定めている。
- またこれとは別に、同令 19 条で、写しの交付の求めとして、「開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、（略）行政文書の写しの送付を求めることができる」とし、その費用は総務省令で定めるものとしている。



## 第 6 保有特定個人情報開示の他の開示制度優先原則の排除 (条例 69 条)

### 【概要】

行政機関個人情報保護法等は、他の法令で保有個人情報の開示が定められていて、かつその開示の方法が行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の方法と同一である場合には、行政機関個人情報保護法等に基づく開示を行わないこととしている。

しかし、情報提供等記録開示システムでは、特定個人情報を自動的に開示する仕組みを予定しており、請求の方法も開示の方法も電磁的方法であり、かつ開示までに要する時間も極めて短時間となることを想定している。そのため他の法令による開示よりも、情報提供等記録開示システムでの開示の方が利便性が高いものと考えられることなどから、上記規定を適用除外とするものである。(内閣府「番号法逐条委解説」P67)

(特定個人情報の開示制度については、) 法附則 6 条により情報提供等記録開示システム(マイポータル)が設置される予定である。このマイポータルによる開示は、ほぼ即時に開示がなされるという利便性があり、他の法令で電磁的方法による開示が認められているとしても、マイポータルによる開示の方が国民の利便に資する以上、マイポータルによる開示も認めることが望ましいと考えられるため、行政機関個人情報保護法 25 条の規定の適用を除外している。したがって、制度上は、他の法令による開示の実施方法と行政機関個人情報保護法の実施方法が同一であっても、両者による開示が重複的に認められ、特定個人情報の本人は、いずれかを選択できるものとなる。(宇賀「番号法逐条解説」P126)

### 【説明】

- 特定保有個人情報の開示については、「法令又は他の条例等に、実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を受けることができる旨が定められ、又は当該保有個人情報の訂正若しくは利用停止に関する特別の手續が定められている場合」であっても、市の条例による開示請求を認めることとしてはどうか。

### 【補足】

- 「情報提供等開示システム」は番号法附則 6 条 5 項で規定され、「総務大臣の使用に係る電子計算機と第 23 条 3 項に規定する記録に規定された特定個人情報について総務大臣に対して第 30 条第 2 項の規定により読み替えられた行政機関個人情報保護法第 12 条の規定による開示の請求を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線

で接続した電子情報処理組織であって、その者が当該開示の請求を行い、及び総務大臣がその者に対して行政機関個人情報保護法第 18 条の規定による通知を行うために設置し、及び運用されるものをいう。」とある。

- 要するに、情報提供等記録開示システムは、請求者が行政機関個人情報保護法により総務大臣に対して開示請求を行うためのシステムであり、国の行政機関個人情報保護法に基づく個人情報の開示に使用される制度として予定されている。
- 一方、番号法附則 6 条 6 項 1 号で政府は、「法律又は条例の規定による個人情報の開示に関する手続」を行うこと及び当該手続に応じて簡易なものとするについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とされている。
- このため、今後地方自治体が個人情報に関する条例に基づき個人情報の開示手続に関しても、情報提供等記録システムを利用することが予定されているといえる。
- また、この他制度優先の除外規定の趣旨は、マイポータルの制度が存在していても、すべての市民がマイポータルを利用できる環境を有さないため、情報公開条例による開示請求も併存して認めるものと解される。

#### (参考)

#### 番号法 附則第 6 条

- 5 政府は、この法律の施行後一年を目途として、情報提供等記録開示システム（総務大臣の使用に係る電子計算機と第二十三条第三項に規定する記録に記録された特定個人情報について総務大臣に対して第三十条第二項の規定により読み替えられた行政機関個人情報保護法第十二条の規定による開示の請求を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、その者が当該開示の請求を行い、及び総務大臣がその者に対して行政機関個人情報保護法第十八条の規定による通知を行うために設置し、及び運用されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を設置するとともに、年齢、身体的な条件その他の情報提供等記録開示システムの利用を制約する要因にも配慮した上で、その活用を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 政府は、情報提供等記録開示システムの設置後、適時に、国民の利便性の向上を図る観点から、民間における活用を視野に入れて、情報提供等記録開示システムを利用して次に掲げる手続又は行為を行うこと及び当該手続又は行為を行うために現に情報提供等記録開示システムに電気通信回線で接続した電子計算機を使用する者が当該手続又は行為を行うべき者であることを確認するための措置を当該手続又は行為に応じて簡易なものとすることについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
  - 一 法律又は条例の規定による個人情報の開示に関する手続（前項に規定するものを除く。）



二 個人番号利用事務実施者が、本人に対し、個人番号利用事務に関して本人が希望し、又は本人の利益になると認められる情報を提供すること。

三 同一の事項が記載された複数の書面を一又は複数の個人番号利用事務実施者に提出すべき場合において、一の書面への記載事項が他の書面に複写され、かつ、これらの書面があらかじめ選択された一又は複数の個人番号利用事務実施者に対し一の手続により提出されること。

**【番号法 29 条, 30 条の読み替え】 行政機関個人情報保護法 25 条関係**

読み替え前	29 条 1 項	30 条 1 項
<p>(他の法令による開示の実施との調整)</p> <p>第二十五条 行政機関の長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報に前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。</p>	<p>(適用除外)</p>	<p>(適用除外)</p>

### 【改正例】

(法令又は他の条例等との調整)

第 69 条 法令又は他の条例等に、実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を受けることができる旨が定められ、又は当該保有個人情報の訂正若しくは利用停止に関する特別の手続が定められている場合には、当該保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、当該法令又は他の条例等の定めるところによる。ただし、保有特定個人情報の開示については、この限りでない。

### 【解説】

ただし書を加え、保有特定個人情報については、本文の他の法令条例の制度優先の原則を適用しないこととした。なお、保有特定個人情報の訂正、利用停止については本文の適用があるものとする。

## 第7 情報提供等記録に関する開示・訂正時の移送の制限 (条例 28 条, 40 条)

### 【概要】

情報提供等の記録に記録されるのは、法定された情報提供者及び情報照会者間で所定の事務のため所定の情報が授受された旨であり（第 23 条）、情報提供等の記録に関する不開示情報についても、あらかじめ類型的に確定しているものと考えられる。そのため、他の行政機関の長や独立行政法人等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときが想定されず、また移送にかかる規定を適用すれば、情報提供等の記録に対する即時の開示を期待している開示請求者の利益を著しく害するため、これを適用除外とするものである。（内閣府「番号法逐条解説」P71）

（番号法がこの規定を適用除外とした趣旨は）情報提供の記録は法定の情報照会者と情報提供者の間で法定の事務のために所定の特定個人情報授受されるのであるから、不開示情報も類型的に定まると思料され、事案の移送の必要性が認められないのみならず、事案の移送による手続きの遅延は開示請求者の利益を害するからである。（宇賀「番号法逐条解説」P142）

### 【説明】

- 情報提供等記録に関して、番号法 30 条 1 項により行政機関個人情報保護法 21 条及び 33 条の規定を適用除外としている趣旨にかんがみ、情報提供等記録についての開示・訂正請求に当たっては、他の実施機関から提供等があった場合でも、事案を移送しないこととしてはどうか。
- 行政機関個人情報保護法 21 条は開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関から提供されたものであるときなどに他の行政機関に事案を移送することができる旨を規定し、同法 33 条は訂正請求に係る保有個人情報が開示請求について移送されたものであるときなど同様に移送することができる旨を規定している。

### 【改正例】

#### ◎ 開示請求に係る規定

（事案の移送）

第 28 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。第 40 条第 1 項において同じ。）が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知

しなければならない。

2項, 3項 略

### ◎ 訂正請求に係る規定

#### (事案の移送)

第 40 条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報<sup>が</sup>第 28 条第 3 項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

#### 【解説】

- 開示請求の移送について規定する 28 条 1 項本文の保有個人情報から情報開示等記録を除外して、同情報については移送を行わないこととした。
- また、保有個人情報からの情報提供等記録の除外は、訂正請求に係る移送を規定している 40 条にも適用することとして、訂正請求においても移送を行わないこととしている。

## 第8 情報提供等記録の訂正時の通知先（総務大臣）への通知（条例41条）

### 【概要】

- 情報提供等記録については、番号法30条1項の規定により行政機関個人情報保護法35条を読み替えている趣旨に鑑み、情報提供等記録の訂正を実施した場合には、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に通知すべき旨を規定してはどうか。

情報提供等の記録の訂正の際の通知は、行政機関個人情報保護法等では提供先へ通知するものと規定されている。情報提供等の記録の情報は他機関から提供を受けるものではないが、記録事項が誤っていた場合には、当該情報提供等の記録と同一の情報提供等の記録を有する者、すなわち情報照会者又は情報提供者及び情報提供ネットワークシステム上の情報提供等の記録を保有する総務大臣へ通知する必要があることから、その旨を読み替えるものである。（内閣府「番号法逐条解説」P72）

行政機関個人情報保護法35条は保有個人情報の訂正が行われた場合の提供先への通知について規定しているが、情報提供等記録の訂正の場合には、当該記録の提供先 はないものの、当該記録と同一の情報提供等記録を有する情報照会者又は情報提供者 および情報提供ネットワークシステム上の情報提供等の記録を保有する総務大臣に通知する必要があるため、その趣旨の読み替え規定が置かれている。情報提供ネットワークシステム上の情報提供等の記録が訂正された場合には、総務大臣から情報照会者および情報提供者に通知することになる。（宇賀「番号法逐条解説」P145）

【番号法 29 条, 30 条の読み替え】 行政機関個人情報保護法 35 条関係

読み替え前	29 条 1 項	30 条 1 項
<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第三十五条 行政機関の長は、訂正決定（前条第三項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>当該保有個人情報の提供先</u>に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>		<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第三十五条 行政機関の長は、訂正決定（前条第三項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であって、当該行政機関の長以外のものに限る。）</u>に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

## 【改正例】

(保有個人情報の提供先への通知)

第 41 条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先 (情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者又は情報提供者 (当該訂正に係る同法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)) に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。

## 【解説】

- 情報提供等記録に係る訂正をした場合は、「総務大臣」及び特定個人情報の「情報照会者」又は「情報提供者」に通知する旨の規定である。
- 情報照会者又は情報提供者について、カッコ書き中「当該実施機関以外のものに限る」としているのは、訂正をした実施機関が情報照会者である場合は情報提供者に通知し、同じく訂正をした実施機関が情報提供者である場合は情報照会者に通知するという趣旨である。
- また、通知する主体を「実施機関」としているが、番号法 2 条 14 項で「行政機関の長等」に「地方公共団体の機関」が含まれるため、これに相当する本市条例における個人情報の管理主体として「実施機関」が相当するためである。
- なお、現在のところ、番号法別表 1 及び 2 で特定個人情報の利用・提供ができる本市の実施機関は、ほとんど市長に限られるものと考えられる。





## 第9 情報提供等記録に関する利用停止請求権の制限（条例42条）

### 【概要】

- 保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）について番号法第29条1項により行政機関個人情報保護法第36条の規定が読み替えられ、及び情報提供等記録について番号法30条1項により行政機関個人情報保護法36条の規定が適用除外とされている。

### 【補足】

- なお、条例42条における情報の種類、禁止行為の種類及び措置の内容についての整理は次のとおりである。

	対象法条	情報	行為	措置		備考
1号	条例8条	個人 (特定)	利用 (利用)	利用停止 消去	現行個人 情報 関係	条例8条の個人 情報には特定 個人情報も 含む。
	条例10条	個人	利用			
2号	条例10条	個人	提供	提供停止		
3号	条例10条の2 I, II	特定	利用	利用停止	特定個人 情報 関係	
	番号法20条	特定	収集・保管	消去		
	番号法28条	特定	ファイル記録			
4号	番号法19条	特定	提供	提供停止		

#### ※ 情報の区分

「個人」 従来の条例上の「保有個人情報」（保有特定個人情報を除く。）

「特定」 保有特定個人情報

- 改正後の条例8条の「個人情報」には、特定個人情報も含まれ、同条の規制もかかるが、そもそも特定個人情報の行為の制限については番号法による制限が直接適用されるため、これらの条例の定義からあえて特定個人情報を除外する実益はない。

## (1) 特定個人情報（情報提供等記録を除く。）に関する利用停止の特例

### 【説明】

- この読み替えの趣旨に鑑み、保有特定個人情報については、利用停止請求ができる場合について、情報が①適法に取得されたものでないとき、②目的を超えて保有しているときに加え、③生命等の保護のため以外の場合に利用しているとき、④番号法 19 条（提供制限）に違反して提供しているときに、利用停止請求を認められることとしてはどうか。
- そして、停止措置の内容として、上記①～③の場合には、利用の停止又は消去を、上記④の場合は提供の停止を求めることができるとしてはどうか。

行政機関個人情報保護等は利用停止を請求することができる場合を列挙しているところ、本法の規定に違反した不適正な取扱いがなされている場合にも利用停止請求を行えるようにすべき場合があるため、本条において、利用停止請求できる場合を追加するものである。（内閣府「番号法逐条解説」P 68）

行政機関個人情報保護法 36 条 1 項は、利用停止請求の対象を、(i)当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、(ii)利用目的を超えた保有制限に違反して保有されているとき、(iii)目的外利用・提供禁止規定に違反して利用・提供されているときに限定している。(iii)については読み替えが行われている。すなわち、行政機関個人情報保護法 8 条 1 項・2 項の目的外利用制限規定については、本法 29 条 1 項の規定により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法 8 条 1 項および 2 項（1 号に係る部分に限る。）とされている。目的外提供については、行政機関個人情報保護法 8 条 1 項・2 項の規定は適用されず、本法 19 条が提供制限の規定となるため、その趣旨の読み替えをしている。これに加え、本法の規定に違反した不適正な取扱いに対しても利用停止請求を認めるべきであるので、本法 20 条の規定に違反して収集され、又は保管しているとき、本法 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているときにも、利用停止請求を認めることとしている。利用停止請求の対象がすべての義務違反とされず、限定されているのは、利用停止が義務違反に対する制裁ではなく、将来に向けて法令順守を確保し個人情報の本人の救済を図るための手段であるからである。（宇賀「番号法逐条解説」P 131）

### 【説明】

- 保有特定個人情報の利用停止ができる場合に、次の項目を加えてはどうか。
  - ① 生命等保護のために利用する以外の目的外の自らの利用することの禁止（10 条の 2 第 1 項及び 2 項）違反
  - ② 番号法 19 条で認められる場合以外の特定個人情報収集・保管の禁止違反（番号

法 20 条),

- ③ 番号法 19 条に定める場合以外の特定個人情報ファイル作成禁止違反 (番号法 28 条)
  - ④ 番号法 19 条に定める以外の特定個人情報の提供の禁止違反
- また、停止請求の内容として次の措置を求めることできることとしてはどうか。
- ・ 上記①～③の場合は、保有個人情報の利用の停止又は消去
  - ・ 上記④の場合は、保有個人情報の提供の停止

## (2) 情報提供等記録に関する利用停止の特例

### 【概要】

行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法では、保有個人情報が適法に取得されたものでないとき及び目的内利用及び提供の規定に違反しているときに、利用停止請求を行えることを保障している。

しかし、情報提供等の記録については、情報提供ネットワークシステムにおいて自動保存されるものであり、適法に取得されたものでないときや目的内利用及び提供の規定に違反しているときが想定されない。また仮にそのような状態で保有されているとしても、不正な情報提供を行わず、かつ適法な情報提供を安定的に情報提供ネットワークシステムにおいて実現するためには、不法・不正な提供がなされていないか、システム運用上支障の生じる提供がなされていないかなどを確認するために、情報提供等の記録を利用し続ける必要性が極めて高い。さらに、情報提供等の記録以外の特定個人情報については利用停止請求も引き続き認めており、また情報提供等の記録についても不適法な取扱いを行った者に対しては特定個人情報保護委員会が助言、指導、勧告、命令等を行うことができ (第 50 条及び第 51 条)、不適法な取扱いがなされているときの措置は、利用停止請求を認めなくとも妥当性を欠くものではないと考えられることから、利用停止請求に係る行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法第 36 条から第 41 条までの規定は適用しないこととするものである。(内閣府「番号法逐条解説」P72)

- 情報提供等記録については、利用停止請求を認めないこととしてはどうか。

【番号法 29 条, 30 条の読み替え】 行政機関個人情報保護法 36 条関係

読み替え前	29 条 1 項	30条 1 項
<p>第三節 利用停止 (利用停止請求権)</p> <p>第三十六条 何人も、自己を本人とする保有個人情報<sup>が次の各号のいずれかに該当すると</sup> 思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長<sup>に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</sup> ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）<sup>に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の</sup> 手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>一 当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、<u>第三条第二項の規定に違反して保有されているとき、又は第八条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき</u> 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p>	<p>第三節 利用停止 (利用停止請求権)</p> <p>第三十六条 何人も、自己を本人とする保有個人情報<sup>が次の各号のいずれかに該当すると</sup> 思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長<sup>に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</sup> ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）<sup>に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の</sup> 手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>一 当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、<u>第三条第二項の規定に違反して保有されているとき、<a href="#">行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する第八条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利</a></u></p>	<p>(適用除外)</p>

<p>二 <u>第八条第一項及び第二項</u>の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p>	<p><u>用されているとき、同法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</u> 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>二 <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条</u>の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p>	
<p>2 <u>未成年者又は成年被後見人の法定代理人</u>は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p>	<p>2 <u>代理人</u>は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p>	<p>(適用除外)</p>
<p>3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行わなければならない。</p>		<p>(適用除外)</p>

## 【改正例】

(利用停止請求権)

第 42 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第 8 条の規定に違反して収集されているとき、又は第 10 条の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第 10 条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

(3) 第 10 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(4) 番号法第 19 条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 第 18 条第 2 項の規定は、前項第 1 号又は第 2 号の規定による利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）について、同条第 2 項及び第 3 項 の規定は、前項第 3 号又は第 4 号の規定による利用停止請求について準用する。

## 【解説】

- 2 項は利用停止請求の手続きに関して、開示請求の手続き（18 条）を準用する規定であるが、任意代理人による請求は、保有特定個人情報に係る請求についてのみ認めることとした。18 条 2 項の規定（法定代理人等による請求）は 42 条 1 項 1 号又は 2 号の請求に、18 条 2 項及び 3 項（任意代理人を含む請求）の規定は 42 条 1 項 3 号又は 4 号の請求に準用している。
- このように、1 項において特定個人情報に係る法令違反の場合とその他の個人情報の取り扱い違反と区別して規定している。
- 利用停止請求権を規定する 42 条で、情報提供等記録を除外しているため、43 条から 48 条までの利用停止請求に係る手続き等に関する規定についても、情報提供等記録に関しては適用されないこととなる。

### 第3節 条例独自規定への対応

#### 第10 電子計算機結合に関する制限（条例12条）

##### 【概要】

- 条例12条では、市の機関が市の機関以外の者との間での通信回線によるオンライン結合を原則的に禁止し、個別に公益上の必要があり、かつ個人の権利義務を侵害するおそれがないと個人情報保護審議会が認める場合にのみ許容することとしている。
- 一方、番号法では、個人番号を内容に含む特定個人情報については、国が運用する「情報提供ネットワークシステム」を用いて、同法19条に規定するところにより他の機関等に提供を求めることができ、提供を求められた場合には同法21条の規定により総務大臣から通知を受けた時は提供をしなければならないとされている。
- このように番号法では、保有個人情報のやり取りが法の規定に基づきオンラインによって行われることが前提となっている。
- また、このようなシステムを前提とした特定個人情報の取り扱いであるため、個人情報の保護の観点から、特定個人情報を取り扱うに際しては事前に「特定個人情報保護評価」を実施しなければならないこととなっている。
- このような法の仕組みを勘案すると、特定個人情報を番号法の情報提供システムを利用する場合に限り、市の条例のオンライン結合について個別に審議会の承認を要しないこととするとも考えられる。

##### 【検討課題等】

- 前述のように、特定個人情報を取り扱う前に「個人情報保護評価」が義務付けられているが、取り扱う個人番号が30万人以上の場合の「全項目評価」を行う場合は、個人情報保護審議会に諮問して「第三者点検」を行うため、電子計算機結合に関する条例12条に基づく諮問はないものの、実質的に審議会の関与が予定されるが、取り扱う個人情報が30万人未満の場合の「重点項目評価」又は「基礎項目評価」に当たるものについては、この第三者評価が義務付けられていないため、審議会の関与はない。
- このため、この「重点項目評価」又は「基礎項目評価」に係る情報提供ネットワークシステムを利用する事務に関するオンライン結合については、審議会の意見を聴く必要がないか検討課題となりうる。
- 審議会では、「公益上の必要性」の有無と「個人の権利利益を侵害するおそれ」がないことの判断をすることとなる。公益上の必要性の有無に関しては、番号法での規定により公益性があることは前提となっていることから審議の余地はないものと考えられる。また、「個人の権利利益を侵害するおそれ」がないかどうかについても、情報漏

えい等により利益侵害がないかどうか問題であり、特定個人情報保護評価で評価すべき問題に重なるといえ、番号法による情報ネットワークシステムの運用上、総務大臣がチェックする仕組み（番号法 21 条）であるため、これと重複して審議会の意見を聴く実質的必要性があるか。

### 【改正例】

（電子計算組織の結合に関する制限）

第 12 条 実施機関は、福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときでなければ、保有個人情報の取扱いに当たり、市の機関以外の者との間において通信回線による電子計算組織の結合を行ってはならない。ただし、番号法の規定により、同法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムを使用する場合はこの限りでない。

### 【解説】

- ただし書を追加し、番号法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用する場合は、12 条本文の意見を聴く規定を適用しないこととした。



## 第4節 その他

### 第11 条例の施行期日

#### (1) 番号法の施行期日の概要（条例改正に係る部分）

##### ○ 既施行分

- ・ 定義規定（法2条）
  - ※ 改正条例2条9号～11号

##### ○ 平成27年10月予定

- ・ 個人番号の指定及び通知（法7条）、番号の生成（法9条）
  - ※ これにより個人番号が市町村に通知され、市町村から住民に通知される。
- ・ 特定個人情報の提供制限（法19条） 情報ネットワーク利用時を除く。
- ・ 収集等の制限（法20条）
- ・ 特定個人情報ファイル作成の制限（法28条）

##### ○ 平成28年1月予定

- ・ 行政機関個人情報保護法の特例（法29条） 13条を除く（自治体関係なし）。
  - ※ 改正条例10条, 10条の2
  - ※ 改正条例11条（10条での定義）
  - ※ 改正条例18条（任意代理人関係, 20条, 33条, 34条, 42条も同様）
  - ※ 改正条例31条（手数料, 改正なし）

##### ○ 平成29年1月予定

- ・ 情報提供ネットワーク（法19条7号, 21条, 22条）
  - ※ 改正条例12条ただし書（定義は施行済み）
- ・ 情報提供等の記録（法23条）
- ・ 情報提供等記録についての特例（法30条） 行政機関個人情報保護法10条を除く

#### （条例なし）

- ※ 改正条例18条（任意代理人関係, 20条, 33条, 34条, 42条も同様）
- ※ 改正条例28条（移送関係, 40条, 42条）
- ※ 改正条例31条（手数料, 改正なし）
- ※ 改正条例41条（提供先への通知）

## (2) 改正条例の施行時期について

- 国の番号法の QA には、「個人番号の通知が始まる平成 27 年 10 月までに条例を制定しておく必要があります」とある。
- 番号法の施行時期は政令で定めることとされているが、29 条については平成 28 年 1 月に、30 条については平成 29 年 1 月に施行することが予定されている。
- 個人番号の市町村への通知及び住民への通知を規定する番号法 7 条及び 8 条の規定は、平成 27 年 10 月から施行されるため、この時点で自治体は個人番号を取り扱うこととなる。
- よって、「特定個人情報」に関する利用・提供制限等を定める番号法 29 条 1 項による読み替え後の行政機関個人情報保護法の規定の趣旨に則った条例の規定は、この時点（平成 27 年 10 月）で施行する必要があるといえる。
- 一方、番号法 30 条 1 項の規定による行政機関個人情報保護法の読み替えの趣旨に則った条例の改正に関しては、そもそも情報提供ネットワークに関する番号法の規定が施行がなされなければ、情報提供等記録に係る特定個人情報も発生しないので、その規定が施行される平成 29 年 1 月に施行すれば足りるものと考えられる。